

【5. エネルギー使用量等の把握】

Q5－1. テナントビルのエネルギー使用量のうち、所有者が報告する範囲と、テナント等の使用者が報告する範囲にはそれぞれ何が含まれますか？

A5－1. テナントビルの所有者が報告するエネルギー使用量は、テナントビル全体のエネルギー使用量です。その際にはテナント部分の使用量（テナントが独自契約している都市ガスや水道等を含む）についてもあわせて報告してください。一方、テナント等の使用者はテナント占有部分の使用量を報告してください。

Q5－2. 熱供給を受けていて、他に使用するエネルギーを把握している場合、報告書の作成ツールではどのように入力することになりますか？

A5－2. 作成ツールにおける事業所情報（エネルギーデータシート）には、エネルギー使用量の記載入力欄があり、電力、都市ガス以外のエネルギー使用量の記載には、燃料及び熱の欄を使用してください。なお、記載欄が足りない場合には、まず、熱供給（温水、蒸気、冷水）の使用量を合算し、1本化して記載し、残りの欄でその他のエネルギー使用量を記載してください。それでも欄が足りない場合には、個別にご相談していただくようお願いします。

Q5－3. ビルのテナントですが、ビルの所有者からエネルギー使用量を入手しましたが、「GJ」と記載しており、燃料の種類が解りません。報告書の作成ツールでは、どのように入力すればよいですか？

A5－3. 入居しているビルの所有者にビルで使用するエネルギーの種類について確認する必要があります。

Q5－4. 報告書の作成ツールに入力するエネルギー使用量や二酸化炭素排出量は、小数点以下を四捨五入して計算すれば良いですか？

A5－4. 地球温暖化対策報告書の作成ツールに燃料、電気等の使用量等の所定項目について入力していただければ、自動計算します。

Q5－5. 事業所にエネルギー等供給会社からの請求書が届いていない場合はどうすればよいですか？

A5－5. 複数の事業所等を運営している場合、エネルギー等供給会社からの請求については、本社等へ一括して請求している場合もありますので、本社等に確認するとともに、必要に応じて契約しているエネルギー等供給会社に確認するなど、事業所等のエネルギー等使用量の把握を行ってください。

Q5－6. エネルギー使用量の報告について「自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航に伴うものは除く」とありますが、営業用車両また、構内移動用車両や荷積卸用等の特殊車両で使用するガソリン等の使用量は、対象外としてよいですか？また、特殊車両

が電動であった場合、その電力使用量は、事業所の使用量から差し引くのですか？現状は、分離することが難しいです。

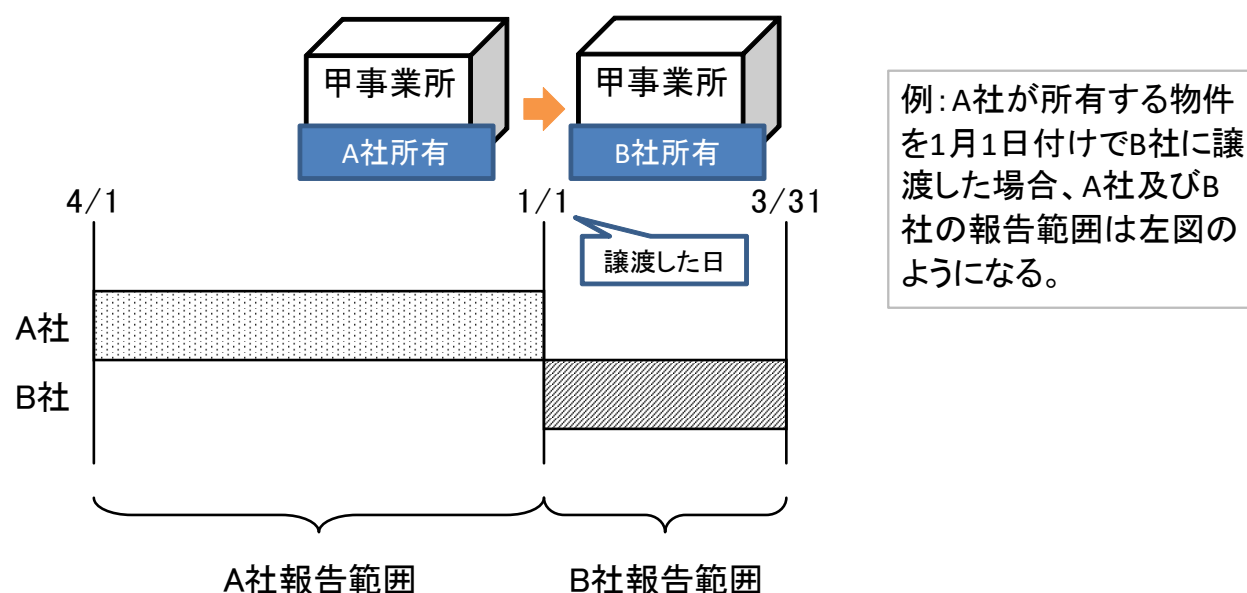
A5－6．自動車のエネルギー使用量については、地球温暖化対策報告書の算定には含める必要はありません。なお、特殊車両が電動である場合、事業所のエネルギー使用量からの除外が困難なときは、敢えて除外せず、算定対象に含めても問題ありません。

Q5－7．報告対象から住居に伴うエネルギー使用量は除くとありますが、社宅や社員寮も住居に使用する部分と考えてよいですか？また、同一事業所内に住居区画が混在している場合はどのように報告すればよいですか？

A5－7．社宅や社員寮は住居に使用する部分にあたりますので、エネルギー使用量の報告範囲には該当しません。同一事業所内に住居区画がある場合は、住居区画は除き、事業用として使用する範囲についてのみ報告範囲に該当します。

Q5－8．合併・分社・譲渡等により、年度の途中で事業所を所有する会社が変わった場合には、事業所等のエネルギー使用量の把握はどのように行えばよいですか？

A5－8．合併等により新たに事業所を所有・使用することになった事業者は、当該事業所について合併した日以降のエネルギー使用実績を報告してください。また、譲渡等により事業所を所有・使用しなくなった事業者は、当該事業所を譲渡した日までのエネルギー使用実績を報告してください。その際には合併日又は譲渡日を特記事項に記入願います。分社に関わる事業所の合併・譲渡についても同様です。



なお、報告書の提出が義務となっている事業者が、合併、倒産等により消滅してしまう場合には、その旨を東京都に報告してください。

Q5－9．地球温暖化対策報告書作成ガイドラインに記載されている都市ガスの単位発熱量の換算係数が40GJ/千m³となっていますが、総量削減義務制度における特定温室効

果ガス排出量算定ガイドラインでは、ガス会社によっては換算係数が異なります。本制度では、40GJ/千m³とは異なる換算係数を使用することは認められますか？

A5-9. 地球温暖化対策報告書制度で使用する係数は、「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」を根拠とし、地球温暖化対策報告書作成ガイドラインに分かりやすく一覧表にまとめたものです。したがって、明確な根拠があれば事業者側で設定した係数を使用いただいて構いません。

Q5-10. 場内に排熱を利用した自家発電設備があります。この場合の使用量は、発電した電気も報告対象になりますか？

A5-10. 事業所内の自家発電設備で発電された電気の量は、エネルギー使用量としては、計上しません。自家発電設備に供給するエネルギー使用量又は、排熱を利用しているのであれば、排熱を発生させている設備に供給しているエネルギー使用量など、事業所の外から供給されたエネルギー使用量が報告対象となります。

Q5-11. 学校や工場のように、同一の敷地内に複数の建物等が存在する場合は、エネルギー使用量の報告はどのように行えばよいですか？

A5-11. 同一敷地内に複数の建物等が存在する場合は、それらの建物等について、エネルギー管理の連動性があると判断される場合は1事業所として報告してください。また、隣接する敷地に存在する建物についても、エネルギー管理の連動性があると判断される場合は1事業所の範囲に含まれます。

